

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による閲覧の場所について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号中「法第十条第一項」を「埼玉県県民生活部共助社会づくり課又は法第十条第一項」に改め、「埼玉県県民生活部共助社会づくり課又は」を削り、第二号の表中「及び志木市」を「、加須市、志木市及び吉川市においては、各市」に改め、「吉川市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加え、「川越市新宿町一丁目一番地一」を「川越市新宿町一丁目十七番地十七」に、「所沢市並木一丁目八番一」を「所沢市並木一丁目八番地の一」に改め、「加須市」の下に「（同市の区域内のみに事務所が存する特定非営利活動法人を除く。）」を加える。